附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）の施行の日から施行する。

（寄託に関する事務の終了）

第二条　家庭裁判所は、非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十三年法律第五十三号。次項及び附則第四条において「整備法」という。）第三条の規定による廃止前の家事審判法（昭和二十二年法律第百五十二号。附則第四条において「旧家事審判法」という。）第十五条の七又は第二十五条の二の規定による金銭の寄託に関する事務を行う必要がなくなったときは、当該事務を終了させるものとする。

2　家庭裁判所は、整備法第百四十一条の規定による改正前の人事訴訟法（平成十五年法律第百九号）第四十条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による金銭の寄託に関する事務を行う必要がなくなったときは、当該事務を終了させるものとする。

（裁判官の分限事件手続規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この規則の施行前に申し立てられた分限事件の手続については、なお従前の例による。

（人事訴訟規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　整備法の施行前に旧家事審判法第十八条第一項の規定により申し立てられた調停に係る事件については、家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）第二百五十七条第一項の規定により申し立てられた調停に係る事件とみなして、第十六条の規定による改正後の人事訴訟規則第六条の規定を適用する。

最高裁判所長官　竹﨑　博允